

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年9月29日（平成28年（行個）諮問第146号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行個）答申第42号）

事件名：本人の特定公共職業安定所における求職管理情報（平成27年度分）
の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人の特定公共職業安定所における求職管理情報（平成27年度分）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成28年6月22日付け山梨局個訂第1号により山梨労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人が訂正を求める部分において、処分庁が事実がなく、訂正しないこととした理由に何ら根拠もなく、事実が認められないという証拠については、審査請求人に具体的に提示されていないばかりか、法律に照らした事由の説明が全くなされていない。

本件の情報一覧中（訂正部分）、職員及び支援対象者との相談状況については、事前に職員から支援対象者との相談状況を記録するとの説明がなされていない状況からすれば、職員の一方的な記録であると断じることができる。

職員との相談状況は、第三者の立会はなく、同状況を確認できる録音録画の機材の設置も見当たらなかった上、支援対象者が項目内容を確認後、実行すべき署名・押印もないなど、支援対象者が確認した確たる証拠が見当たらない。

このような職員の一方的な記録にならないように相談する前に、支援対象者が録音の機材を用意して話さなければならない。

事前に準備をしてからでない職員の一方向的感想文が残る。

処分庁の内部規程で支援対象者との相談状況を記録に残すことはやぶさかではないが、支援対象者が納得できる客観的な証拠がない以上、職員が記録した相談状況に正当性はない。

処分庁は、身内のものであるが故職員をかばうことに専念し、国民である支援対象者を愚弄していると思われても仕方がないと思う。

職員との密室での話し合いは、二人のみしか分からず、職員が残した記録が正しいというのであれば、はなはだ不自然である。

職員が正しくて、支援対象者がうそを言っていることに全てがなってしまう。

国民に寄り添う仕事をしなければならない公務員が支援対象者より上位であってはならないと思う。

国民の目線に合わせなければならない。

例えば、職員の仕事として、支援対象者の就職先の仕事の内容について、説明する義務があると思うが、情報一覧の項目内容に該当事項がない。

上記のような相談業務をする職員が存在することを知ってもらうとともに、処分庁及びハローワークの体質改善が早急に望まれる。

厚労省の公平・中立な視点で審査を検討していただきたいと思う。

(2) 意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出(平成28年10月20日)された。(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人(以下、第3においては「請求人」という。)は、平成28年5月25日付けで、処分庁に対して、法28条1項の規定に基づき、「本人の特定公共職業安定所における求職管理情報(平成27年度分)」に係る訂正請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年6月22日付け山梨局個訂第1号により不訂正決定(原処分)を行ったところ、請求人がこれを不服として、平成28年7月12日付け(同月13日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする

3 理由

(1) 訂正請求の理由の有無の検証

本件審査請求を受け、諮問庁において、本件訂正請求書及び審査請求書の趣旨及び理由に照らして、各請求事項についての事実関係を調査した結果は、次のアからエのとおりである。

ア 「特定センターが近く利用頻度が高い」の削除の求めについて

本相談があった平成27年7月10日までの間に「特定センター」への来所相談回数は特定ハローワークよりも多く、また、請求人の住所から「特定センター」までの距離は、特定ハローワークよりも近い。

イ 「ちょっとした確認と顔合わせのみで終わり呆気ないものだった」の削除の求めについて

求職管理情報への相談状況に関するコメント入力は、求職者に対して職業相談を行った担当者が、通例、職業相談から間を置かずに入力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、また敢えて事実でない内容を入力する理由もない。加えて訂正を請求する情報が事実でない判断できる明確かつ具体的な根拠は、請求人からは示されていない。

ウ 「就職報告」の削除の求めについて

請求人からの訂正請求書の理由にも記載されているとおり、就職が決定した旨の報告があったことは事実である。

エ 「再就職したが仕事が呑み込めず内容が分からないことが多くて大変」の削除の求めについて

求職管理情報への相談状況に関するコメント入力は、求職者に対して職業相談を行った担当者が、通例、職業相談から間を置かずに入力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、また敢えて事実でない内容を入力する理由もない。加えて訂正を請求する情報が事実でない判断できる明確かつ具体的な根拠は、請求人からは示されていない。

(2) 訂正義務の該当性について

上記(1)のとおり、請求人が主張する各請求事項について、「事実ではない」ことが判明した事項はなく、訂正請求に理由があるとは認められないため、法29条に規定する訂正をしなければならない保有個人情報には該当しない。

(3) 請求人の主張について

請求人は、審査請求の理由として、「本件の情報一覧中(訂正部分)、職員及び支援対象者との相談状況については、事前に職員から支援対象者との相談状況を記録するとの説明がなされていない状況からすれば、職員の一方向的な記録であると断じることができます。」等と主張してその訂正を求めているが、上記(2)で述べたとおり、法27条に基づく訂正請求に対しては、訂正請求対象保有個人情報ごとに法29条に基づ

いて訂正または不訂正の判断をしているものであり、請求人の主張は、本件対象保有個人情報の不訂正決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月20日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成29年5月25日 審議
- ⑤ 同年6月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき、開示請求を行い、平成28年4月27日付け山梨局個開第27-112号により一部開示決定された本件対象保有個人情報について、別紙のとおり、訂正を求めるものである。

処分庁は、審査請求人が訂正を求める部分については、事実でないとは認められず、また、審査請求人から事実でないとする客観的な具体的な証拠も示されないことから、法に定める訂正すべき事由には該当しないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁も原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長

が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、別紙の訂正請求部分は、審査請求人の求職管理情報における特定公共職業安定所担当者の相談記録であり、審査請求人の発言内容又は担当者の審査請求人に係る相談状況であることから、いずれも、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 別紙の1について

ア 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(1)。以下同じ。)において、本相談があった平成27年7月10日までの間に「特定センター」への来所相談回数は特定ハローワークよりも多く、また、審査請求人の住所から「特定センター」までの距離は、特定ハローワークよりも近い旨説明する。

イ 当審査会において求職管理情報に記載されている来所状況を確認したところ、審査請求人は、特定センターに特定ハローワークよりも多く来所していること、また、審査請求人の住所から「特定センター」までの距離は、特定ハローワークよりも近いことが認められ、上記諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該請求は、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

(2) 別紙の2及び4について

ア 諮問庁は、理由説明書において、求職管理情報への相談状況に関するコメント入力、求職者に対して職業相談を行った担当者が、通例、職業相談から間を置かずに入力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、また、あえて事実でない内容を入力する理由もない。加えて訂正を請求する情報が事実でないと判断できる明確かつ具体的な根拠は、審査請求人からは示されていない旨説明する。

イ 当審査会において求職管理情報の「項目内容」欄の記載内容を確認したところ、当該欄は、担当者が、求職者に対する職業相談内容等を記載するものであって、担当者が必要と判断した情報を記載するものと認められる。

また、当審査会において、審査請求人の保有個人情報訂正請求書及び意見書を確認したところ、同人が主張する当該部分の記載が発言内容と異なっており、事実でないという客観的根拠は示されていない。さらに、求職管理情報への相談状況に関するコメント入力は、求職者に対して職業相談を行った担当者が、通例、職業相談から間を置かずに入力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、あえて事実でない内容を入力する理由もないとする諮問庁の説明には不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該請求は、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

(3) 別紙の3について

ア 諮問庁は、理由説明書において、審査請求人からの訂正請求書の理由にも記載されているとおり、就職が決定した旨の報告があったことは事実である旨説明する。

イ 当審査会において求職管理情報の「項目内容」欄の記載内容を確認したところ、審査請求人は就職できたことを担当者に伝えていることが認められ、また、当該欄は、担当者が必要と判断した情報を記載するものと認められることから、当該部分は、事実と異なるとは認められない。

したがって、当該請求は、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 「特定センターが近く利用頻度が高い」を削除すること
- 2 「ちょっとした確認と顔合わせのみで終わり呆気ないものだった」を削除すること
- 3 「就職報告」を削除すること
- 4 「再就職したが仕事が呑み込めず内容が分からないことが多くて大変」を削除すること